

厚生労働部会次第

平成23年7月22日(金)

正午 党本部702号室

【議題】東日本巨大地震・津波災害で被災した施設等の状況、復旧・復興
について日本医師会・日本歯科医師会・日本薬剤師会よりヒアリング

一、開会・進行

田村 憲久 部会長

一、東日本巨大地震・津波災害で被災した施設等の状況、復旧・復興
について

日本医師会	横倉 義武	副会長
	今村 聡	常任理事

日本歯科医師会	大久保 満男	会長
	村上 恵一	専務理事

日本歯科医師連盟	高木 幹正	会長
	峰 正博	副会長
	島村 大	理事長

日本薬剤師会	児玉 孝	会長
	生出 泉太郎	副会長
	七海 朗	副会長
	土屋 文人	副会長

日本薬剤師連盟	小田 利郎	副会長兼幹事長
	小野村 昌	副会長

(質疑・応答)

一、閉会

【厚生労働省出席者】

医政局	新村	指導課長
	宮本	〃 救急・周産期医療等対策室長
	上条	歯科保健課長
	竹内	〃 歯科医師臨床研修専門官
医薬食品局	中垣	総務課長

平成23年7月22日

自由民主党厚生労働部会

東日本大震災における被災施設等の 状況と復旧・復興に関する要望

社団法人日本医師会

岩手県・宮城県・福島県における医療機関の被災状況

岩手県・宮城県・福島県における医療機関の被災状況

福島県医師会調査：原発事故による医療機関の被災状況

岩手	被災医療機関総数	病院			診療所		
		全壊	半壊・一部損壊	被災内容不明	全壊	半壊・一部損壊	被災内容不明
沿岸部	43	1	4	1	20	12	5
内陸部	60	—	1	—	—	59	—
合計	103	1	5	1	20	71	5

宮城	被災医療機関総数	病院		診療所	
		全壊	半壊・一部損壊	全壊	半壊・一部損壊
沿岸部	320	8	27	62	223
内陸部	26	—	4	—	22
合計	346	8	31	62	245

福島	被災医療機関総数	病院		診療所	
		全壊	半壊・一部損壊	全壊	半壊・一部損壊
沿岸部	150	—	22	—	128
内陸部	252	1	32	—	219
合計	402	1	54	—	347

Japan Medical Association

市町村名	医療機関数	被災医療機関数	被災会員数
伊達市	38	4	4
伊達郡川俣町	9	9	13
田村市	19	2	2
南相馬市	48	44	77
双葉郡広野町	3	3	3
双葉郡檜菜町	2	2	2
双葉郡富岡町	9	9	11
双葉郡川内村	1	1	1
双葉郡大熊町	4	4	6
双葉郡双葉町	5	5	8
双葉郡浪江町	12	12	17
いわき市	256	2	3
合計	406	97	147

※集計は被災した医療機関の回答があった市町村で合計した。

1. **岩手県**では、沿岸部・内陸部あわせて103の医療機関が被災し、**20の診療所が全壊、71の診療所が半壊・一部損壊**であった(4月20日現在)。また死亡が確認された医師会員は2名であった。
2. **宮城県**では、被災した346の医療機関のうち、**診療所の全壊は62施設、半壊・一部損壊は245施設**で、多くは津波による被災であった(5月14日現在)。また、死亡が確認された医師会員は9名であった。
3. **福島県**では、施設の全壊は病院の1施設であったが、**54の病院、347の診療所が半壊・一部損壊**で、内陸部の被害も甚大であった(5月16日現在)。幸いにも医師会員の犠牲者はいなかった。
 これに加えて、**東京電力福島第一原発事故による被災医療機関数(原発から20km圏内の警戒区域、計画的避難区域及び緊急時準備区域にある医療機関数)は 97施設に及んでいる(7月20日現在)。**

地域医療の復旧・復興に向けた課題と要望〈一覧〉

被災した地域の現状を踏まえた課題	課題の解決に向けた要望
Ⅰ 被災者の健康維持に関する課題	Ⅰ 被災者の健康維持に関する課題の解決に向けた要望
Ⅱ 地域医療を支える民間医療機関の復旧・復興に関する課題	Ⅱ－１ 医療機関の施設、設備に関する補助等の要望
	Ⅱ－２ 被災した医療機関の移転等に関する要望
	Ⅱ－３ 医療機関の二重債務問題解決のための要望
Ⅲ 地域医療を支える医師会機能の維持や活用に関する課題	Ⅲ－１ 大規模災害時における通信手段の確保に関する要望
	Ⅲ－２ 被災地域の医療従事者と地域の繋がりを守るための要望
	Ⅲ－３ 寄附金控除の拡充に関する要望
	Ⅲ－４ 新公益法人制度への移行期間の延長を要望
	Ⅲ－５ 共済事業に関連する要望
Ⅳ 原子力災害及び医療機関への損害賠償等に関する課題	Ⅳ－１ 原子力災害への健康面での対応のための要望
	Ⅳ－２ 医療機関等の損害の「起算点」と「終期」に関する要望

I 被災者の健康維持に関する 課題の解決に向けた要望

I 被災者の健康維持に関する課題の解決に向けた要望

- ①被災者の健診や予防接種の機会の確保と、心のケアの体制の構築に対する財政措置等を要望
- ②被災者の健康維持を外部から支援する、日本医師会「JMAT II」の編成・運営に対する支援を要望
- ③被災地域の保険診療について、被災者に係る一部負担金等の免除の延長を要望

－被災者の健康維持に対する医療提供体制の課題－

○被災地域の多くでは、発災以前より医師・看護師等の高齢化が進み、医師・看護師等の不足による医療過疎地域であった。そのため、被災者の健康維持のために、地域による医療提供体制の確保と、当面の間、外部からの支援も必要である。

○日本医師会では、発災直後からJMAT(日本医師会災害医療チーム)による医療支援を実施してきた。7月11日までに派遣された支援チームは1,377チームで、支援の登録人数は、医師2,220名を含む6,239名に及び、7月15日を以って支援を終了した。

○「JMAT」終了以後、被災地域の診療支援、心のケア、訪問診療、健康診断活動、予防接種支援、巡回など多岐にわたる活動における外部からの支援として、日本医師会「JMAT II」による支援が開始された。

Ⅱ 地域医療を支える民間医療機関の 復旧・復興に関する課題の解決に向けた要望

II-1 医療機関の施設、設備に関する補助等の要望

- ①被災地の中長期にわたる医療の復興と全国の医療機関の防災対策のための基金創設を要望
- ②中長期の入院療養が必要な患者を受入れる被災医療機関の建替え、新築、修繕に対する支援を要望
- ③被災地医療機関の設備更新等に対する補助を要望

—医療機関の診療再開に関する課題—

○宮城県気仙沼市の医療機関44施設のうち、診療を再開した病院は6施設、診療所は21施設(6月17日現在)で、診療所の再開にあたり新たな債務が数千万円や1億円以上に達している施設もある。

○国による第1次補正予算による「医療施設等災害復旧費補助金」は該当要件が公的医療機関等となっているため、慢性期病院や当番制の対象外の診療科の診療所などは対象外とされている。



医療機関の被災状況を説明する気仙沼市医師会大友会長

II-2 被災した医療機関の移転等に関する要望

- ① 国による先行的な土地の確保を要望
- ② 浸水地域のかさ上げや高台移転による診療機能の再整備に対する国の全面的な支援を要望

—医療機関の復旧・復興に影響を及ぼす自治体の財政負担の課題—



気仙沼市菅原市長との協議



南三陸町佐藤町長との協議

○水没した地域の被災医療機関は、自治体による復興計画の策定を待つ間、担保設定が出来ず再建に至っていない。さらに、被災していない土地価格の高騰により、容易に移転は出来ない。

○浸水地域のかさ上げや高台移転等の復興計画の実行にあたっては、民間医療機関の移転等に対する自治体による十分な支援は難しいことから、国による全面的な補助等が必要である。

II-3 医療機関の二重債務問題解決のための要望

- ①被災した医療機関の旧債務に係る負担軽減について必要な措置を要望
- ②リスケジュール等の状況下でも、新たな融資を受けられるように、必要な措置を要望

—医療機関が抱える二重債務問題の解決に関する課題—

- 宮城県気仙沼市医師会の会員医療機関39施設(市内の総医療機関数は44施設)では、診療再開した会員医療機関は15施設(7月1日現在)で、再開した全ての医療機関が二重債務を抱えている。
- 再生可能性のある医療機関の再建にあたり、一定の返済猶予や償還期間の延長がなされているが、新たな債務を抱えることになる医師にとっては、旧債務の負担軽減が重くのしかかっている。
- 公的金融機関による融資制度では、診療再開に向けて必要となる医療機器が融資対象となっていない等の問題がある。

Ⅲ 地域医療を支える医師会機能の維持や 活用に関する課題の解決に向けた要望

Ⅲ－１ 大規模災害時における通信手段の確保に関する要望

○大規模災害時に強い通信メディアの開発と地域医師会や医療機関への導入のための補助等の支援を要望

Ⅲ－２ 被災地域の医療従事者と地域との繋がりを守るための要望

- ①原発事故に関連し、**短期間での診療再開が困難な被災医療機関と、一時的に職員を受け入れる医療機関との調整**に対する補助等の支援を要望
- ②被災した診療所等の再開が困難な医師等の再就業支援として、医師会が実施するドクターバンク事業等への支援を要望

－大規模災害時に機能しなかった通信手段の課題－

○地域の医師会では、災害対策における組織間の連絡や医師の被災状況把握のために衛生携帯電話や災害用無線を設置していることが少なくない。しかし、この度の震災では、限られた数の衛星携帯電話そのものの被災や無線基地局の被災等により通信不能状態が続いたため、医師間の連絡や医師会間の連絡が取れず、避難者の救護活動等に障害が生じた。

Ⅲ－３ 寄附金控除の拡充に関する要望

○日本医師会は国民医療・地域医療に責任を負う立場から、大震災関連寄附に係る会員等から受けた指定寄附金について、認定NPO法人と同様の扱い(「等」に含める)を要望

Ⅲ－４ 新公益法人制度への移行期間の延長の要望

○被災地支援を行っている公益法人の活動と、被災した公益法人自身の復興を支援するために、新公益法人制度への移行期間の延長を要望

Ⅲ－５ 共済事業に関連する要望

○被災地の医師会等について、認可特定保険事業者の申請期限の延長を要望

IV 原子力災害及び医療機関への損害賠償等 に関する課題の解決に向けた要望

IV-1 原子力災害への健康面での対応のための要望

- ①原子力発電所本体の事故の実態や、放射線の拡散・被曝の**詳細な実態調査と情報開示**の推進
- ②**国による**、医療機関へのホールボディカウンタ等**放射線量測定機器等の購入・貸与**等の促進
- ③**国による**、**福島県全県の医療機関**へガイガーカウンター等**放射線量観測機器等の購入・貸与**の促進
- ④**国による**、放射線観測機器等の使用方法や放射線医療の**研修・訓練のための補助**等の推進

IV-2 医療機関等の損害の「起算点」と「終期」に関する要望

- ①原子力損害賠償紛争審査会が既に「第一次・第二次指針」を策定し、これを踏まえ「損害の終期」を含めた「中間指針」を策定しつつあるが、原子力発電所本体の事故の実態や、周辺地域への放射線の拡散及び被曝の実態等が十分調査・公開されていないため、「**損害の終期**」等は**慎重に論議**されるべきである。
- ②特に、原子力事故に伴う**加害行為**はいまだ進行中である。このため、**民法第724条の3年間の消滅時効は延長される立法措置**がとられるべきである。
- ③また、民法第709条に従って損害賠償を請求する場合、通常原告が被告の過失責任を証明する必要があるが、この事故の性格上**原告が被告の過失を証明することは非常に困難**であることから、**過失の推定条項**（被告に過失がないことを証明する義務があること）を中心とした**立法措置が望まれる**ものである。
- ④民法第724条では、最後の加害行為から20年間は、相当因果関係のある損害は全て賠償されることになっているが、遅発性のがん等20年間を超えて損害が発生することも考えられる。
このため、新たな除斥期間の延長を図る立法措置（平成18年6月16日最高裁判決の趣旨に従って最後の損害発生認知から20年等とすべき）も望まれる。

東日本大震災関係報告

1. 会員被災状況
2. 歯科医療・口腔ケアの派遣
3. 移動診療車
4. 身元確認への派遣
5. 支援物資
6. 補正予算
7. 仮設歯科診療所

平成 23 年 7 月 22 日

社団法人 日本歯科医師会

東日本大震災 会員被災状況 (平成23年6月28日12時更新)

社団法人日本歯科医師会
東日本大震災災害対策本部
情報通信部会員情報班作成

	会員数	被災会員数	会員診療所数	被災した会員診療所数	稼働可能な診療所数	現在の安否状況	会員診療所の稼働状況	その他
岩手県	677	65名 【死亡】 気仙地区:2名 釜石地区:1名 【不明】 釜石地区:2名 ※4/12・14時現在	612	【全壊】41 【大規模半壊】4 【半壊】9 【一部損壊】2 ※5/23・17時現在	554	不明者2名を除き、会員の安否を確認。 ※4/12・14時現在	内陸部は、特に地震による被害の報告はない。沿岸部の3地区歯科医師会で津波の被害あり。 ※3/23・20時現在	【震災によりお亡くなりになった方々】 瓦田良喜先生(77才) 村上德行先生(63才) 佐伯厚夫先生(56才) ※上記会員の診療所及び住居は流失若しくは全壊 <自宅> 【全壊】38 【大規模半壊】3 【半壊】5 【一部損壊】0 ※5/23・17時現在
宮城県	1,147	384 【死亡】5名 【不明】1名 ※5/11・15時現在	1,029	【全壊】51 【大規模半壊】3 【半壊】92 【一部損壊】160 ※5/13・14時現在	706 ※4/7・18時現在	【無事】1,147名 【死亡】5名 【不明】1名 ※5/11・15時現在	診療所数1,029中 【稼働可能】707 【非稼働・不明】322 ※4/12・14時現在	【震災によりお亡くなりになった方々】 島山越夫先生(83才) 齋藤洋子先生(81才) 齋藤真沙子先生(57才) 木島 研先生(45才) 高間木祐一先生(42才) ※上記会員の診療所は流失若しくは全壊 ※5/11・15時現在 <自宅> 【全壊】36 【大規模半壊】2 【半壊】73 【一部損壊】186 ※5/13・14時現在
福島県	952	102名 【うち1名は死亡。残り101名のうち、震災及び放射能漏れの影響等により避難している者も含まれる。】 ※4/12・16時現在	849	【全壊・全焼・流失】8 【大規模半壊】4 【半壊・半焼】14 【一部損壊】258 ※5/23・17時現在 <原発事故による警戒区域等の指定状況> 【警戒区域】33 【計画的避難区域】0 【緊急時避難準備区域】27 *上記は全て診療所兼自宅物件 ※6/1・14時現在	調査中 (現在、全会員に対して被災状況、停電、断水等の影響による休診期間等の状況を具体的に調査中)	【死亡】 相馬:1名 【県内避難】 相馬:5名 双葉:12名 【県外避難】 相馬:17名 双葉:18名 ※4/12・16時現在	調査中 (現在、全会員に対して被災状況、停電、断水等の影響による休診期間等の状況を具体的に調査中) ※4/12・16時現在	【震災によりお亡くなりになった方】 黒沢恒平先生(62才) ※4/12・16時現在 <自宅> 【全壊・全焼・流失】9 【大規模半壊】6 【半壊・半焼】12 【一部損壊】269 ※5/23・17時現在

	会員数	被災会員数	会員診療所数	被災した会員診療所数	稼働可能な診療所数	現在の安否状況	会員診療所の稼働状況	その他
青森県	617	0	552 (2月末現在)	八戸 床下浸水1件 三戸 外壁亀裂2件	概ね通常稼働	人的被害なし		
茨城県	1,327	13	1,205	【全壊】4 【大規模半壊】1 【半壊】17 【一部損壊】663 ※5/30・17時現在	【被害なし】304 【被災確認未回答】360 ※5/10・10時現在	【被害なし】993 【被害あり】13 【被災確認未回答】321 ※4/12・17時現在	被害なし304については稼働中 ※5/10・10時現在	<自宅> 【全壊】3 【大規模半壊】0 【半壊】18 【一部損壊】594 ※5/30・17時現在
栃木県	1,009	0	895	【半壊】2(り災証明書確認済) 【一部損壊】75 ※6/28・12時現在	概ね通常稼働	人的被害は軽傷3名		【自宅一部損壊】77 ※6/28・12時現在
群馬県	935	0	879	【一部損壊】13 <外壁ヒビ・屋根瓦落下等> 桐生:8 館林:5 ※5/20・11時現在	概ね通常稼働	人的被害なし	概ね通常稼働	ヒビが診療所の建物に入った等聞か、通常通り皆稼働している模様。
千葉県	2,457	0	2,269	【全壊】3 【大規模半壊】3 【半壊】2 【一部損壊】182 注)一部損壊には軽微な被害を含む。 ※5/27・14時現在	概ね通常稼働 ※5/10・10時現在	人的被害なし	【浦安】概ね全てが通常稼働 ※5/10・10時現在	<自宅> 【全壊】3 【大規模半壊】1 【半壊】1 【一部損壊】113 注)一部損壊には軽微な被害を含む。 ※5/27・14時現在

注1:「被災会員数」には避難所に避難している者を含む場合あり。

注2:「被災した会員歯科診療所数」には被災しつつも、稼働を続けている歯科診療所を含む。

注3:当該県歯科医師会の報告を基に「被災した会員歯科診療所数」を記載。ただし、各被災の程度は必ずしも一致せず、全壊、半壊、一部損壊、軽微な被害等、様々なケースが含まれる。

注4:秋田県及び山形県について再確認したところ、被災診療所等が見受けられなかったため削除した。

東日本大震災における被災会員の就業所及び自宅に関する被災状況について

平成23年6月28日現在

区分	就業所				自宅			
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
岩手県	41	4	9	2	38	3	5	0
宮城県	51	3	92	160	36	2	73	186
福島県	8	4	14	270	9	6	12	274
茨城県	4	1	17	663	3		18	594
栃木県			2	75				77
千葉県	3	3	2	182	3	1	1	113
計	107	15	136	1352	89	12	109	1244

注1)上記被災程度の件数は、罹災証明書に基づかない自己申告によるものを含む。

注2)流失及び全焼は全壊、半焼及び半流失は半壊として計上した。

注3)福島県の一部損壊の件数については、水没、床上浸水及び床下浸水の件数を含む。

平成23年6月1日現在

区分	一物件のみ 大規模半壊以上	二物件とも 大規模半壊以上	一物件のみ 半壊	二物件とも 半壊	一物件目は 大規模半壊以上で 二物件目は半壊
岩手県	17	31	4	2	6
宮城県	25	27	74	39	13
福島県	10	8	11	7	1
茨城県	5	1	22	6	1
栃木県			2		
千葉県	8	1	1	1	
計	65	68	114	55	21

福島原発事故における会員の就業所の警戒区域等の指定状況について

平成23年6月1日現在

区分	警戒区域	計画的避難区域	緊急時 避難準備区域
福島県	33	0	27

被災地への歯科医師等の歯科医療従事者の派遣

1) 派遣状況(7月14日現在)

	岩手県		宮城県		福島県		出勤人数計	延人数計
	出勤人数	延人数	出勤人数	延人数	出勤人数	延人数		
歯科医師会関係	3	18	80	454	10	60	93	532
衛生士会関係等	3	18	46	287	5	30	54	335
大学関係歯科医師	0	0	70	486	2	12	72	498
大学関係衛生士	0	0	17	118	1	6	18	124
技工士会関係	0	0	1	3	0	0	1	3
事務局	0	0	3	11	0	0	3	11
合計人数	6	36	217	1,359	18	108	241	1,503

※延人数は実施日より算出

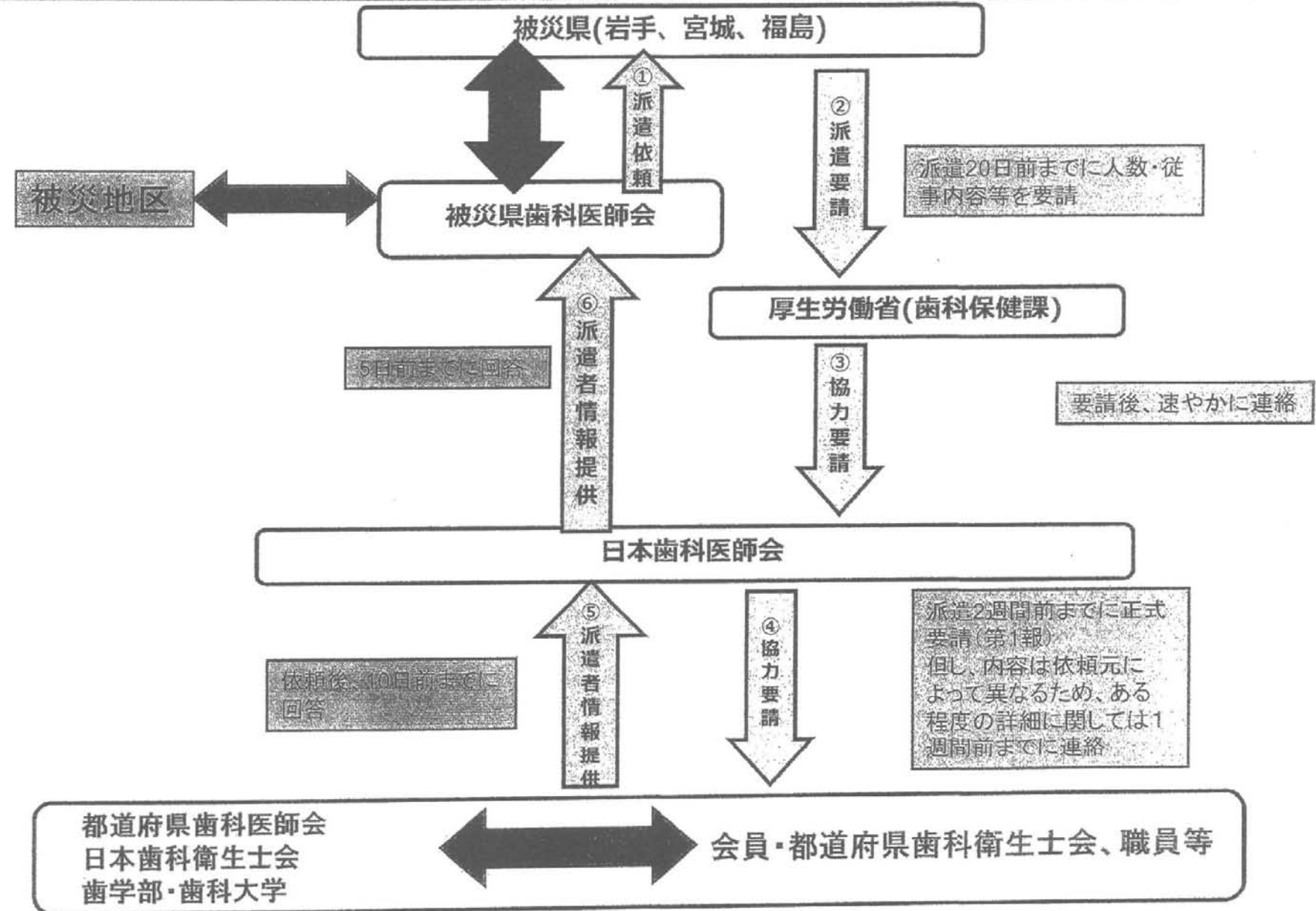
派遣団体数	6	58	10	74
-------	---	----	----	----

2) 待機状況(7月14日現在)

チーム総数(原則1チーム3人)	63
都道府県歯科医師会	35
大学関係	28
日本歯科衛生士会	0
日本歯科技工士会	0

単独派遣可能者総人数	273
都道府県歯科医師会	134
大学関係	46
日本歯科衛生士会	80
日本歯科技工士会	13

日本歯科医師会における東日本大震災への歯科医師等の派遣について (イメージ)



注) 1原則として派遣はボランティアによるものであり、派遣後に活動報告を日本歯科医師会へ提出する
 注) 2派遣に関する提出期限などについては、目安として記載している

移動診療車の稼働状況

2011年7月14日現在

派遣先	派遣元	派遣者	4月	5月	6月	7月	8月
岩手	千葉	歯科医師、歯科衛生士、運転手各1名	3/31~4/14 歯科医師、歯科衛生士のセットで1週間交代、運転手はそのまま岩手滞在				
	愛知	歯科医師、歯科衛生士各1名(4/3~5) 運転手各1名(4/3~8) 歯科医師、歯科衛生士各2名(4/14~28)	4/3~6/20 車両は現地に委ねる。また、実際の稼働は5/28				
	岐阜	運転手、運転手助手各1名	4/15~4/末				
	日歯	歯科医師(2名)	5/26~ 必要な期間				
宮城	栃木	歯科医師、歯科衛生士、事務局、運転手各1名	4/3~7/8 但し、車両(機器)のみを貸与し、人員は帰路				
	広島	運転手2名	4/1~必要な期間				
	徳島	歯科医師3名、歯科衛生士2名、運転手1名	4/7~5/9 歯科医師、歯科衛生士は4/8~4/12、運転手は4/7~4/10				
	京都	歯科医師、事務局各1名、運転手2名	5/2~現地入り、必要な期間。車両(機器)のみ貸与し、人員は帰路				
福島							

※その他、出動待機している都道府県は、東京、和歌山、愛媛、長崎、宮崎、鹿児島。

身元確認作業への派遣状況

平成23年7月15日現在

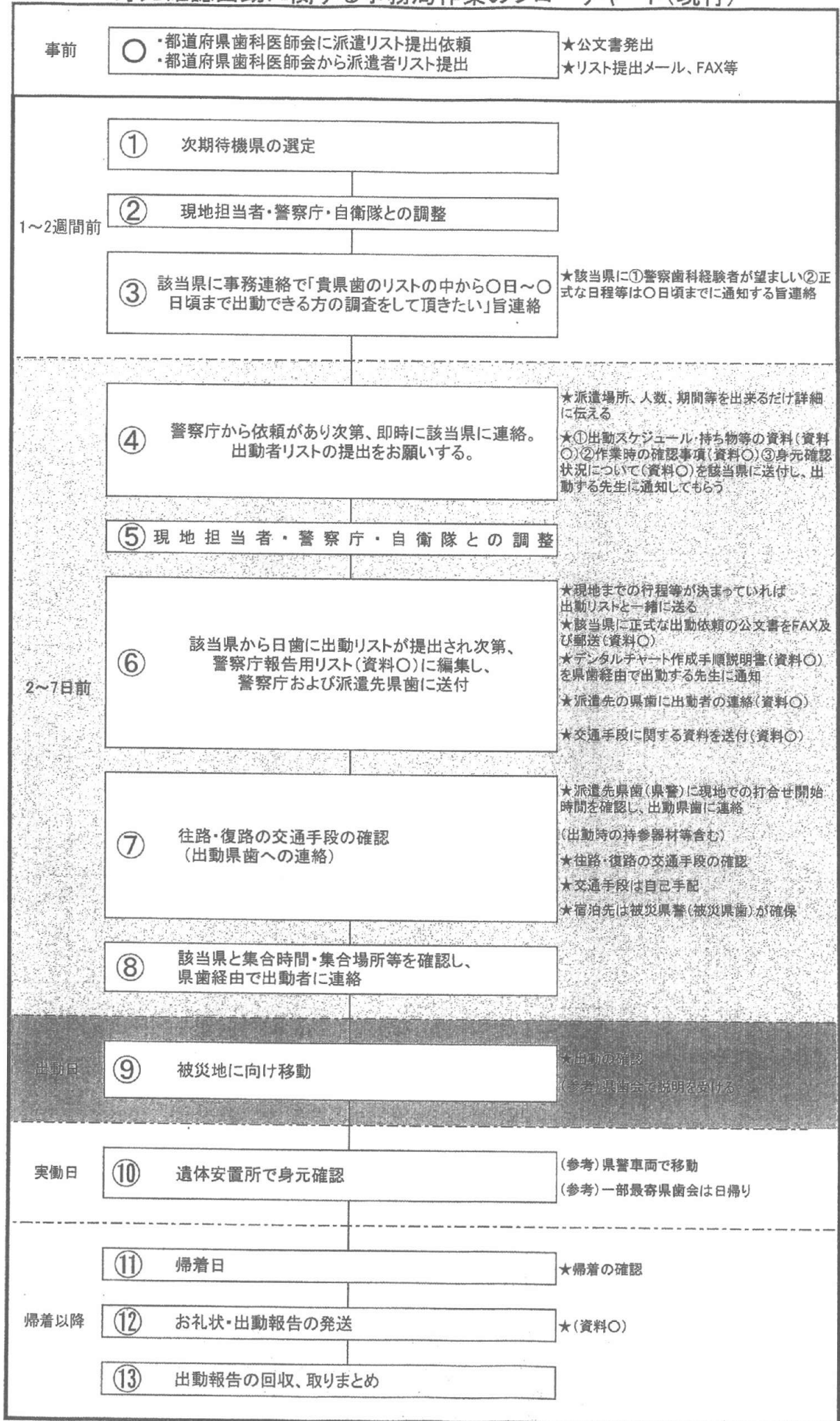
	岩手県	宮城県	福島県	合計数
自県活動実人数	118 (3月末時点)	295 (5/27で終了)	41 (3月末時点)	454
	岩手県	宮城県	福島県	合計数
日歯派遣分	延べ300	延べ760	延べ35	延べ1,095
自県活動分	延べ375	延べ734	延べ395 (うち自衛隊164)	延べ1,504
合計数	延べ675	延べ1,494	延べ430	延べ2,599

- 日歯からの派遣は現在、宮城県のみで7月末で終わる予定。
- 現在までに出動した歯科医師は、3県へ延べ約2,500名を超える。(日歯からの派遣が約1,100名、地元歯科医師会が約1,400名)

状況直派別県府都のへの作業認唯元身

所属	出勤人数	延べ人数	派遣先
北海道	8	24	岩手県
青森県	9	37	岩手県、宮城県
秋田県	10	25	岩手県、宮城県
山形県	79	127	宮城県
栃木県	8	40	宮城県
群馬県	6	30	宮城県
千葉県	7	20	岩手県、福島県
埼玉県	6	30	岩手県、宮城県
東京都	12	64	岩手県、宮城県、福島県
神奈川県	12	63	岩手県、宮城県、福島県
山梨県	3	18	宮城県
長野県	4	24	宮城県
新潟県	8	42	岩手県、宮城県
静岡県	6	30	宮城県
愛知県	4	24	宮城県
三重県	8	24	岩手県
岐阜県	6	26	岩手県、宮城県
滋賀県	8	24	岩手県
和歌山県	4	12	宮城県
奈良県	4	12	岩手県
京都府	6	30	宮城県
兵庫県	4	20	宮城県
岡山県	6	30	宮城県
広島県	6	30	宮城県
島根県	6	30	宮城県
山口県	6	30	宮城県
徳島県	4	12	岩手県
香川県	4	12	岩手県
愛媛県	4	12	岩手県
福岡県	4	20	宮城県
長崎県	5	15	福島県
大分県	4	20	宮城県
熊本県	6	30	宮城県
宮崎県	4	20	宮城県
鹿児島県	4	20	宮城県
沖縄県	4	20	宮城県
日本歯科医学会	11	48	岩手県、宮城県
合計	300	1,095	

身元確認出動に関する事務局作業のフローチャート(現行)



デンタルチャート (生前記録)

ファイル番号	B-001	性別	男・女	記入日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
患者氏名	〇〇〇〇	性別	男・女	参 考 資 料
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇歳)			<input checked="" type="checkbox"/> 歯科診療録 <input type="checkbox"/> 口腔内写真 (枚) <input checked="" type="checkbox"/> デンタル写真 (10枚) <input type="checkbox"/> パノラマ写真 (枚) <input type="checkbox"/> その他
住 所	〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇番地 TELO〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇			
通院期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日			

レジン前装鑄造冠(根充) 1|

レジン前装鑄造冠(根充) 2|

健全歯 3|

健全歯 4|

全部鑄造冠 (Pd) 5|

アマルガム充填 6|

健全歯 7|

埋伏歯 8|

1 レジン充填

2 健全歯

3 健全歯

4 アマルガム充填

5 インレー (Pd)

6 インレー (Pd)

7 全部鑄造冠 (Pd)

8 C₂

上顎

欠損 8|

欠損(義歯・レジン歯) 7|

欠損(義歯・レジン歯) 6|

全部鑄造冠 (Pd・根充) 5|

健全歯 4|

健全歯 3|

健全歯 2|

健全歯 1|

8 欠損

7 C₂

6 欠損

5 C₂

4 健全歯

3 レジン充填 (B)

2 健全歯

1 健全歯

下顎

<p>所見・特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療録より $\frac{7}{5} \neq \frac{8}{57}$ 残存を確認 ・8はエックス線写真により埋伏が確認される ・2 1 は根充剤がエックス線写真により確認される ・5 は根充剤がエックス線写真により確認される 	<p>資料提供</p> <p>医療機関名： 〇 × 歯科医院</p> <p>歯科医師名： 〇 〇 〇 〇 TELO〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇</p> <hr/> <p>記入歯科医師</p> <p>住 所：〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇番地</p> <p>歯科医師名： (印) TELO〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇</p> <hr/> <p>住 所：〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇番地</p> <p>歯科医師名： (印) TELO〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇</p>
--	--

東日本大震災 緊急支援物資送付リスト《実績》

平成23年7月15日現在

社団法人 日本歯科医師会

分類	品目	岩手県	宮城県	福島県	総計
口腔衛生用品	スポンジブラシ(本)	9,000	10,300	12,322	31,622
	アズノールうがい液(本)	1,200	3,330	1,254	5,784
	デンタルリンス(本)	4,038	10,586	3,792	18,416
	歯ブラシ(学童用)(本)		28,778	16,787	
	歯ブラシ(成人用)(本)	72,956	67,399	47,509	233,429
	義歯保管ケース(個)	560	4,794	690	6,044
	義歯ブラシ(本)	200	472	271	943
	義歯洗浄剤(錠)	76,704	100,320	57,648	234,672
	舌ブラシ(本)		300	846	1,146
	歯間ブラシ(本)	2,940	6,740	4,615	14,295
	デンタルフロス(本)	670	1,570	1,660	3,900
	歯磨剤(本)	19,764	20,946	24,446	65,156
	ジェル歯磨きセット	1,000	1,000	1,000	3,000
	フッ素ジェル(本)			60	60
	ポケットティッシュ(個)		1,270	250	1,520
	プラスチック製コップ			289	289
	義歯安定剤(個)	101	733	102	936
	キシリトールガム(個)	190			190
	小児用歯ふきシート(枚)	500			500
	保湿剤(個)	2,376	5,776		8,152
診療用器具等	カートリッジ注射器(箱)	11	11	18	40
	歯科用注射器(箱)	20	20	20	60
	ペンライト(本)	10	10	10	30
	キャビトン(組)	10	10	9	29
	ユージノールセメント(組)	16	16	15	47
	即重レジン(組)	116	16	39	171
	小筆(本)	872	12	12	896
	合着用セメント(組)	32	32	38	102
	シリコンポイント(箱)	14	13	13	40
	ディスプレイマスク(枚)	106,700	138,200	107,750	352,650
	紙エプロン(枚)	16,000	12,000	13,000	41,000
	紙コップ(個)	45,000	54,000	57,000	156,000
	ロールワッテ(組)	192	207	142	541
	綿花(箱)	39	32	72	143
	消毒用アルコール(本)	1,297	1,682	1,510	4,489
	ウェルパス(本)	200	250	300	750
	5%ヒビテン(本)	22	22	21	65
	ディスプレイ手袋(枚)	96,200	105,300	148,750	350,250
	ペーパータオル(枚)	3,000	22,600	37,350	62,950
	デンタルタオル(枚)	70			70
	ウェットティッシュ(枚)	34,400	48,430	50,460	133,290
	デンタルミラー(本)	3,720	2,350	2,750	8,820
	ガウン(枚)			20	20
	ミラー&ホルダー(個)	90	30		120
	ピンセット(本)	629	600	300	1,529
	ディスプレイメス(本)	20			20
	レジン研磨ポイント(箱)	12	12	12	36
	カーボランダムポイント(箱)	5	5	6	16
	シリコンポイント(箱)	19	18	19	56
	歯科用充填ルーラ(箱)	3			3
	ガッターパーチャポイント(箱)	27			27
	デジタルレントゲン撮影装置(台)	1			1
	デンタルフィルム(個)	20			20
	マイクロモーター(台)	5	5	5	15
スリッパ(組)	50			50	
医薬品	解熱鎮痛消炎剤(錠)	25,000	25,000	25,000	75,000
	抗生物質(錠)	8,000	8,000	8,000	24,000
	抗真菌薬(錠)	1,500	1,500	1,500	4,500
	口内炎治療軟膏(本)	46	46	48	140
	消毒薬(本)	1,876	1,876	1,878	5,630
	止血薬(本)	15	15	15	45
	ヨードグリセリン(箱)	50			50
	生理食塩水(本)	20			20
その他	ボールペン(本)	200	200	200	600
	付箋(箱)	3	3	3	9

※震災後、4回にわたり上記被災3県に支援物資を送付した。

※上記以外にも本会指示のもと、各業者から被災3県へ直接物資を送付したものもある。

平成 23 年度 歯科保健医療対策関係予算

【平成 23 年度第一次補正予算の概要】

1	被災地における歯科診療確保事業	519 百万円
---	-----------------	---------

① 仮設歯科診療所の整備 418 百万円

(事業内容)

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災で被災した地域、特に岩手県、宮城県、福島県の歯科保健医療体制を迅速に確保するため、仮設歯科診療所を整備するものである。

(設置箇所) 21 箇所 (予算積算上の数値)

※ 設置場所は被災状況、歯科保健医療の需要に応じて県が定める。

(補助先) 岩手県、宮城県、福島県等の被災地

(補助率) 定額

(積算単価) 19,914 千円

② 歯科巡回診療車の整備 101 百万円

(事業内容)

仮設歯科診療所への通院が困難な仮設住居等で生活する高齢者や障害者等に対する歯科診療や口腔ケアを迅速に行うため、歯科巡回診療車を整備するものである。

(設置台数) 6 台 (予算積算上の数値)

(補助先) 岩手県、宮城県、福島県等の被災地

(補助率) 定額

(積算単価) 16,829 千円

2	医療施設等災害復旧費補助金	3,618 百万円の内数
---	---------------	--------------

(事業内容)

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災で被災した地域で、建物に破損等が生じ、学校運営上に支障が出ている医療関係職種の養成所の復旧整備を行うものである。

(対象) 保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、
救急救命士、歯科衛生士



平成23年度厚生労働省第二次補正予算(案)の概要

計：45億円

1 二重債務問題への対応

40億円

被災した医療施設・社会福祉施設等の再建を支援するため、(独)福祉医療機構が行う医療・福祉貸付について、次の措置を実施できるよう、同機構の財務基盤を強化する。

- ・旧債務に係る積極的な条件変更(償還期間の延長、金利の見直し等)
- ・災害復旧のための新規貸付条件のさらなる緩和(償還期間・据置期間の延長、無担保貸付額の拡充等)

※ なお、政府全体の中小企業向け対策の中で、生活衛生関係営業者の二重債務問題への対応を行う。(中小企業庁において計上)

2 児童福祉施設等の園庭の放射線量低減策の実施

4.6億円

福島県内外の保育所などの園庭のうち毎時 $1\mu\text{S V}$ (マイクロシーベルト)以上の放射線量を観測したものについての表土除去処理事業に支援を行う。

3 東京電力福島第一原子力発電所の緊急作業従事者の被ばく管理データベースの構築

89百万円

[労働保険特別会計]

東京電力福島第一原子力発電所において、緊急作業に従事した労働者の作業内容、被ばく線量等を管理するためのデータベースを作成する。

(参考)放射線モニタリングの強化(文部科学省において一括計上)

[うち厚生労働省分]

食品・水道水に含まれる放射性物質の検査体制の強化のため、検疫所や国立試験研究機関の放射線の測定機器を整備する。

平成23年度(平成22年度からの繰越分)地域医療再生臨時特例交付金交付要綱

(通則)

1 地域医療再生臨時特例交付金(以下「交付金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年^{厚生省}労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この交付金は、都道府県の区域を基本とする地域における医療課題の解決に向けて策定する地域医療再生計画(広域的な医療提供体制に係る課題を解決するための施策について、都道府県が定める計画をいう。以下同じ。)に基づく事業を支援するため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することを目的とする。

(交付対象事業)

3 この交付金は、平成21年6月5日医政発第0605008号厚生労働省医政局長通知別紙「地域医療再生基金管理運営要領」(以下「管理運営要領」という。)に基づいて、都道府県が行う基金の造成(以下「事業」という。)に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

4 この交付金の交付額は、別表の第1欄に定める事業ごとに、当該事業を実施するための総事業費(既に実施している国庫負担(補助)金対象事業費及び既に実施している地方単独事業費を除く。)から新規又は拡充する国庫負担(補助)金対象事業に係る国庫負担(補助)金、都道府県又は事業者(管理運営要領第2(3)に定める事業者をいう。)が負担する額及び寄付金その他収入額を控除した額と別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

なお、事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(別表)

1 事業	2 基準額
(1) 都道府県全域(三次医療圏)を対象とした医療課題の解決に必要な事業であって、地域医療再生計画で定めるもの	15億円
(2) 都道府県全域(三次医療圏)を対象とした医療課題の解決に必要な事業のうち、医療機関の統合再編を伴う整備など(1)の基準額を超える事業費を要する事業であって、地域医療再生計画で定めるもの	120億円の範囲内で(1)の基準額を超える額

(交付の条件)

5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業(管理運営要領第1に定める事業をいう。)に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (9) 基金の解散後においても、事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に地域医療再生計画及び関係書類を添えて、平成23年8月31日までに、順次、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

なお、東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県においては、平成23年12月28日まで提出期限を延長する。

(実績報告)

7 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(5の(2)に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成24年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

8 特別の事情により、4、6及び7に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

東日本大震災の対応 仮設歯科診療所の設置予定
(岩手県11か所、宮城県6か所、福島県1か所)

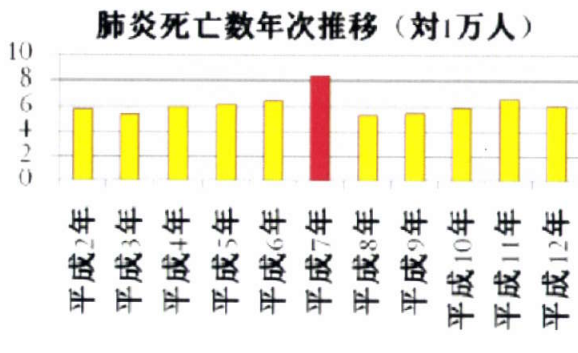
仮設歯科診療所は、6月30日(木)現在、岩手県11か所、宮城県6か所、福島県1か所が設置される予定で、岩手県では第一次補正予算が成立した1カ月後の6月2日(木)、国の仮設歯科診療所第一号として、岩手県宮古市田老地区で稼働が開始している。

岩手県ではその他、釜石地区3か所、気仙地区7か所を予定しており、県行政や地元歯科医師会との調整が終了後、順次稼働開始していく。

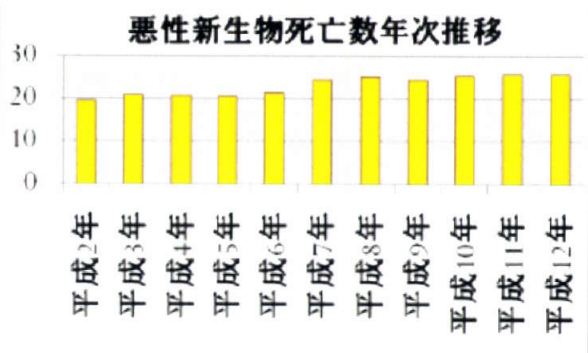
宮城県は気仙沼地区3か所、石巻地区2か所、岩沼地区1か所に設置する予定。そのうち気仙沼地区2か所と石巻地区1か所は8月半ばに稼働開始し、その他は9月に稼働開始を予定している。

福島県は相馬郡の1か所に設置され、10月下旬からの稼働開始を予定している。なお現在設置が予定されている地域は次の通り。

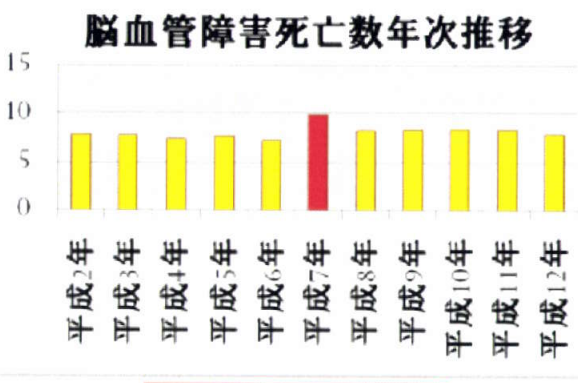
岩手県 (11か所)	宮古市田老町 (6/1 スタート)
	釜石市両石・鶴住居地区
	釜石市市内東地区
	下閉伊郡大槌町 (6月末予定)
	大船渡市三陸町越喜来
	大船渡市大船渡町
	陸前高田市広田町
	陸前高田市小友町
	陸前高田市米崎町
	陸前高田市高田町
	陸前高田市気仙町矢作
宮城県 (6か所)	気仙沼・大谷地区
	気仙沼・歌津地区
	気仙沼・志津川地区
	石巻・女川地区
	石巻・雄勝地区
	岩沼・山元地区
福島県 (1か所)	相馬郡



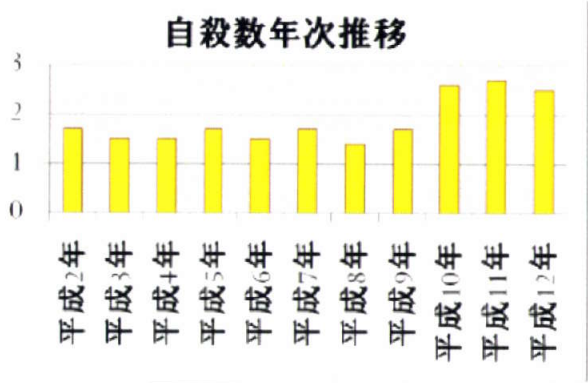
肺炎



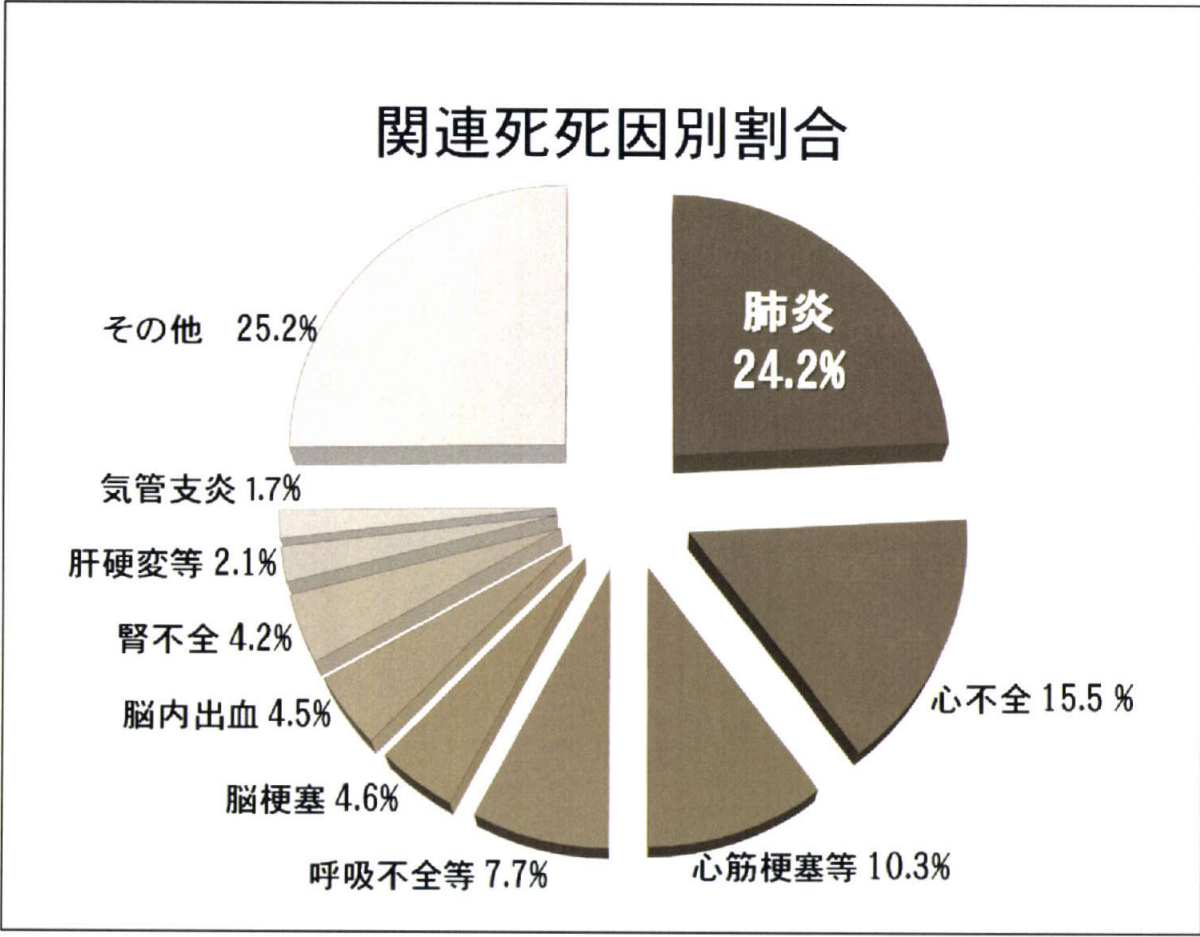
悪性新生物



脳血管障害



自殺



(資料出典) 足立了平・神戸常盤大学短期大学部口腔保健学科教授

東日本大震災復興支援に関する要望

平成 23 年 7 月 22 日

日本薬剤師会

1. 被災した薬局の復旧・復興のための公的補助等

- 被災した民間医療機関及び薬局の復旧・復興のための公的補助
 - ・第一次補正予算に盛り込まれた災害復旧費補助金は、対象が公的医療機関や救急指定病院等に限定されており、民間医療機関及び薬局については、対象となっていない。
 - ・また、第一次補正予算においては、仮設診療所 50 カ所の建築費 14 億円が盛り込まれたが、薬局については仮設診療所に併設する場合のみが対象とされており、薬局を単独で開設する場合には利用できない。
 - ・今後の補正予算においては、被災地の医療供給体制の本格的な復旧・復興のため、被災した民間医療機関の建替え、新築、修繕に対する公的補助を予算化いただきたい。
 - ・その上で、医療提供施設である薬局については、休日・夜間の調剤など、医療機関と同様の公共性を有していることから、医療機関と同様の取扱いとし、被災した薬局（建物）の再建・修繕や、調剤機器及び医薬品・医療材料等の取得に係る費用に対する公的補助をお願いしたい。
- 被災地における薬局の新規開設に対する公的補助
 - ・地域薬剤師会等により、薬局が消失した被災地に薬局を新設・運営する場合に、建築費用や調剤機器等の導入費用等に公的補助をお願いしたい。
- 医療機関等の災害復旧のための支援制度の拡充
 - ・医療機関等の災害復旧のための支援制度としては、「医療施設等災害復旧費補助金」及び「医療提供体制施設整備費交付金（医療施設近代化施設整備事業）」があるが、いずれも民間医療機関及び薬局については対象外となっている。
 - ・両補助金の対象に、災害救助法で指定された地域に所在するすべての民間医療機関及び薬局を追加いただきたい。
- 薬局再開に要する建物の再建、調剤機器等購入に係る税制優遇措置（特別償却制度）
- 薬局再開に伴う薬局開設許可申請手数料等の免除

2. 二重債務問題への対応

- 福祉医療機構による薬局への貸し付け条件の緩和
 - ・第二次補正予算においては、二重債務問題への対応として、福祉医療機構からの福祉医療貸付について、①旧債務に係る条件変更(償還期間の延長、金利の見直し等)と、②災害復旧のための新規貸付条件の更なる緩和(償還期間・措置期間の延長、無担保貸付額の拡充等)が、厚生労働省予算として盛り込まれた。
 - ・しかし、①については、旧債務を持つ薬局が無いため、薬局は利用できず、また、②についても、新規開設の薬局は利用できないことから、条件が緩和されても薬局は利用できていない状況である。また、薬局等の生活衛生関係事業者の二重債務問題への対応については、第二次補正予算において中小企業庁も予算を計上しているが、十分とは言い難い。
 - ・このような状況を踏まえ、福祉医療機構による薬局への貸し付けについては、一層の条件の緩和をお願いしたい。

3. 被災地における薬剤師の確保

- 緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用した保健医療従事者(薬剤師等)の雇用確保の積極的な推進
- 薬剤師の再就職支援策(薬剤師バンク等)を実施する薬剤師会に対する助成
- 被災地の医療機関及び薬局における「派遣薬剤師」確保のための費用助成
- 離職した薬剤師を雇用した中小企業(薬局等)事業主への助成(雇用調整助成金の活用等)

4. 地域医療再生のための医療機関及び薬局等の適正配置

- 医薬品の供給拠点である「薬局」が、医療機関と同様に、適正に配置される計画の策定
 - ・自民党「第3次提言」の「被災者への支援」9)及び10)に記載されているとおり、被災地の地域医療再生においては、薬局も医療機関と同様に適正な配置がなされるべきである。地域に必要な薬局が適正に配置される一方、無秩序な薬局開設が抑制されるような施策をお願いしたい。
- 医療機関並びに薬局の建築用地の優先的な確保

以上

福島県保健福祉部薬務課 様

団体名 社団法人福島県薬剤師会

第3回原子力損害に関する関係団体連絡会議 国への要望事項

国等に対し、個別具体的な被害状況等について訴えていくため、予め以下について記入の上、FAXにて回答願います。

1 要望項目（各団体1項目）

(例) 旅館・ホテルのキャンセルに伴う損害について

- 避難薬局に対する医薬品代金等に関する損害賠償の早期実施について

2 各団体等の要望内容（100～200字以内）

- 1 賠償に当たっては、福島第一原子力発電所事故により、避難を強いられている県民サイドに立って、適切に実行されるよう要望する。
- 2 薬局では、ひと月の医薬品代（約900万円）が、2～3ヶ月後には決済となるため、現在、避難している薬局はそのことで頭を悩ませている。ついては、避難した薬局に対して早急に適正額の仮払いをしていただきたい。
- 3 地域の復興を考えれば、事業主への賠償が肝要となり、薬局経営者を調査する場合、給与支払分も賠償額として捉えるべきである。
- 4 いわき市や南相馬市などでは、いわゆる風評被害によって、薬局においては、薬剤師、従業員が避難し、閉局せざるを得ない状況が4月の中旬頃までの1ヶ月程度あったが、この風評被害を賠償対象として検討すべきである。
- 5 福島第一原子力発電所から30km圏内の県民は、大多数が3月15日の水素爆発、そして引き続き出された住民避難等の政府指示によって、ほとんどが着のみ着のまま、避難した訳であり、避難経費には、交通費、宿泊費に加え、衣服や日常生活用品等も検討するべきである。

3 要望の背景・理由等

被災した会員からの要望。

4 損害の具体的事例（主なものを箇条書きで結構ですので記載願います）

東日本大震災被災3県の会員被災状況(A会員の薬局分)

平成23年6月21日 該当県薬剤師会報告(判明分)による

		薬 局		
		全 壊	半壊・浸水被害	計
岩手県 (薬局数: 584)	宮古市	4	5	9
	大船渡市	9	2	11
	陸前高田市	9	0	9
	釜石市	8	0	8
	大槌町	6	0	6
	山田町	8	0	8
	野田村	2	0	2
	計	46	7	53
宮城県 (薬局数: 1,097)	仙台市青葉区	0	1	1
	仙台市宮城野区	1	3	4
	仙台市若林区	1	1	2
	仙台市太白区	0	1	1
	仙台市泉区	1	0	1
	石巻市	18	19	37
	塩釜市	3	6	9
	気仙沼市	6	6	12
	名取市	2	0	2
	多賀城市	1	5	6
	岩沼市	0	1	1
	東松島市	4	7	11
	亘理郡山元町	0	2	2
	宮城郡松島町	0	1	1
	遠田郡美里町	1	0	1
	牡鹿郡女川町	4	0	4
	本吉郡南三陸町	8	1	9
計	50	54	104	
福島県 (薬局数: 874)	福島市	1		1
	会津若松市		1	1
	いわき市	1	10	11
	相馬市	1		1
	計	3	11	14

【警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域】

		薬 局		
		警戒	計画	緊急時
福島県 (薬局数: 874)	相馬郡		2	
	南相馬市	4		
	双葉郡	22		5
	計	26	2	5

注)警戒区域とは立入制限区域(原発から半径20キロメートル圏内)のこと。計画的避難区域とは別の場所に“計画的に”避難する必要がある地域のこと。緊急時避難準備区域とは“緊急時に”屋内退避あるいは別の場所に避難する必要がある地域のこと。

被災地支援薬剤師派遣状況調査(第4回) 集計結果

日本薬剤師会調べ
(平成23年7月11日現在)

派遣先別

	実人数					延べ人数				
	薬剤師会	JMAT等	自治体	その他		薬剤師会	JMAT等	自治体	その他	
岩手県	337	224	26	81	6	1503	893	136	440	34
宮城県	1162	890	110	109	53	4784	3549	461	484	290
福島県	559	504	20	10	25	2078	1880	78	58	62
茨城県	3	2	1	0	0	8	4	4	0	0
茨城県・福島県	1	0	0	0	1	5	0	0	0	5
合計	2062	1620	157	200	85	8378	6326	679	982	391

(注) 自県内の対応は除く。

派遣期間 平成23年3月11日～7月6日

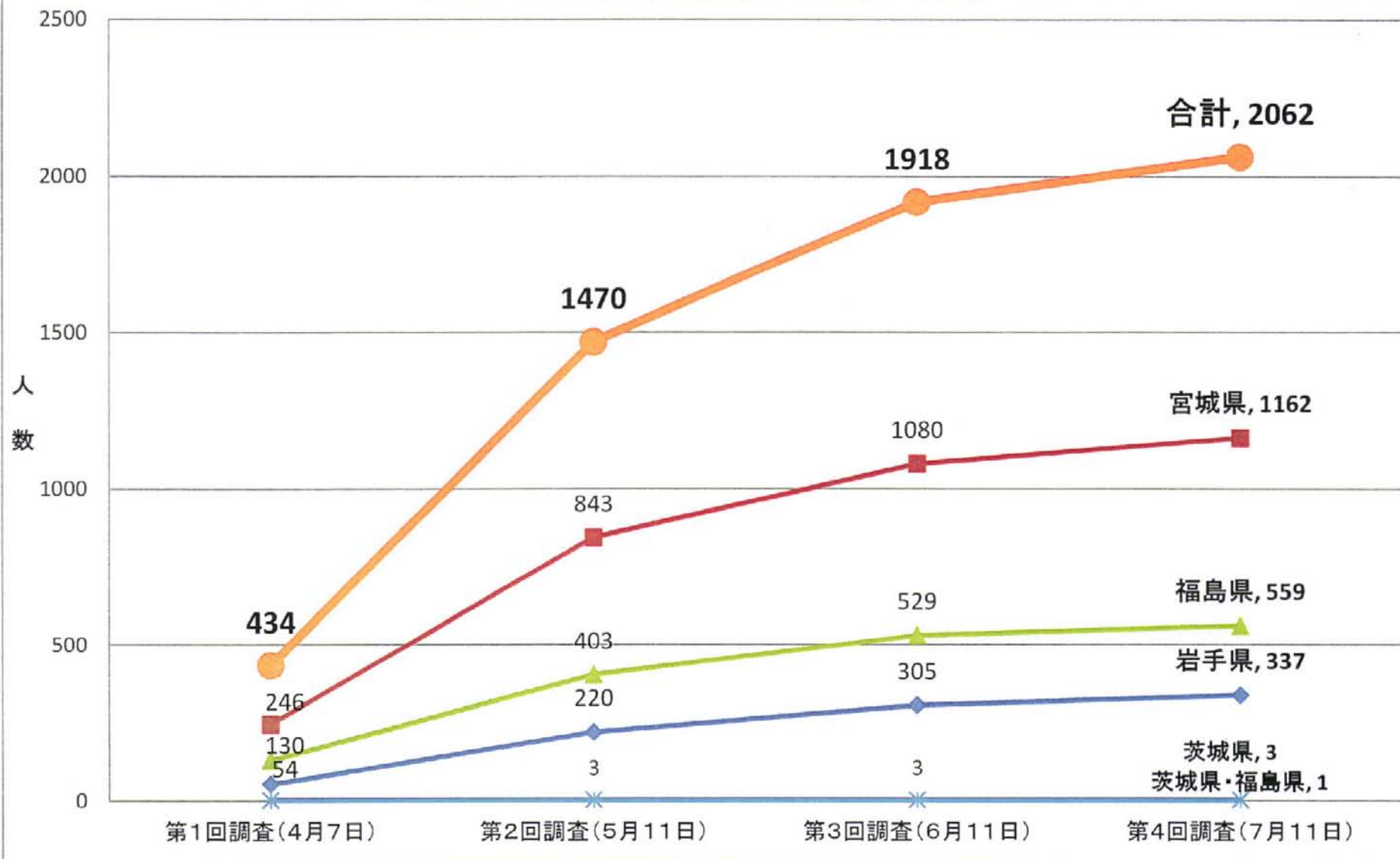
派遣種類別

	実人数					延べ人数				
	薬剤師会	JMAT等	自治体	その他		薬剤師会	JMAT等	自治体	その他	
合計	2062	1620	157	200	85	8378	6326	679	982	391

都道府県別↓

北海道	43	40	0	3	0	245	221	0	24	0
青森	89	89	0	0	0	210	210	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	47	41	0	6	0	251	214	0	37	0
山形	92	90	2	0	0	218	212	6	0	0
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	118	98	0	0	20	202	168	0	0	34
栃木	32	32	0	0	0	86	86	0	0	0
群馬	30	28	2	0	0	114	106	8	0	0
埼玉	55	53	2	0	0	203	195	8	0	0
千葉	61	61	0	0	0	254	254	0	0	0
東京	169	61	10	91	7	795	264	47	449	35
神奈川	90	84	0	0	6	432	393	0	0	39
新潟	70	48	20	0	2	267	200	61	0	6
富山	50	49	1	0	0	170	164	6	0	0
石川	46	44	2	0	0	189	177	12	0	0
福井	19	19	0	0	0	88	88	0	0	0
山梨	13	13	0	0	0	50	50	0	0	0
長野	104	30	11	58	5	456	142	60	233	21
岐阜	13	13	0	0	0	67	67	0	0	0
静岡	69	47	6	16	0	298	160	26	112	0
愛知	68	65	0	0	3	334	320	0	0	14
三重	25	25	0	0	0	134	134	0	0	0
滋賀	31	27	1	0	3	147	121	4	0	22
京都	47	14	10	8	15	222	56	30	38	98
大阪	71	61	10	0	0	350	301	49	0	0
兵庫	96	64	32	0	0	418	262	156	0	0
奈良	38	10	11	17	0	169	40	44	85	0
和歌山	18	12	6	0	0	94	64	30	0	0
鳥取	9	9	0	0	0	36	36	0	0	0
島根	19	10	0	0	9	84	40	0	0	44
岡山	54	31	23	0	0	218	124	94	0	0
広島	38	34	4	0	0	155	136	19	0	0
山口	42	32	0	1	9	177	122	0	4	51
徳島	11	11	0	0	0	48	48	0	0	0
香川	20	20	0	0	0	86	86	0	0	0
愛媛	24	24	0	0	0	105	105	0	0	0
高知	21	21	0	0	0	91	91	0	0	0
福岡	77	76	0	0	1	299	295	0	0	4
佐賀	18	14	3	0	1	74	56	14	0	4
長崎	15	15	0	0	0	60	60	0	0	0
熊本	25	23	0	0	2	98	89	0	0	9
大分	26	26	0	0	0	103	103	0	0	0
宮崎	21	20	1	0	0	82	77	5	0	0
鹿児島	15	15	0	0	0	60	60	0	0	0
沖縄	23	21	0	0	2	139	129	0	0	10

被災地支援薬剤師派遣数 推移



東日本大震災に対する日本病院薬剤師会の対応

災害対策本部の設置(3月12日)

東日本大震災に関連した情報収集とホームページを介しての情報配信

行政から出された通知

製薬企業の医薬品供給に関する情報

飲食物の放射線の暫定規制値等について正しい理解を得るための解説

薬剤師ボランティアの被災地での医療支援活動報告

薬剤師ボランティアの募集(3月17日より)

薬剤師ボランティアの派遣(7月末で終了)

自己完結型で医療支援活動を行う

薬剤師ボランティアの派遣先及び人数一覧

県名	派遣先	派遣者数
岩手県	岩手医科大学附属病院	1名
	岩手県立大船渡病院	21名
	岩手県立大船渡病院附属住田地域医療センター	2名
宮城県	東北大学病院	23名
	仙台市内の病院	1名
	石巻赤十字病院	22名
	南三陸町総合体育館	8名
	南三陸町避難所	8名
	石巻市立杜鹿病院	1名
	女川町立病院	64名
	公立志津川病院仮設診療所	36名
福島県	いわき市立総合医療センター	3名
	舞子医療院(いわき市)	6名
	福島県立医科大学附属病院	3名
	ひらた中央病院(石川郡)	10名

(平成23年7月19日現在)

登録者数:330名

派遣施設数:15施設

派遣者数:210名

延べ派遣者数:779名

ボランティアは自己完結型
(賠償保険は日病薬負担)

(平成23年7月8日現在)

他に各医療機関から医療チームの一員として多数参加あり
県単位の医療チームには必ずしも薬剤師が含まれていなかった

震災時の対応での課題（人材面）

医療チームの一員として参加した薬剤師は医療機関等による待遇が得られるのに比べボランティア薬剤師（有給休暇をとって参加）については全く保障がない

現地対策本部が必要であるが、当該地域にある施設は本部になることは大きな困難が伴った。

例：宮城県は東北大学が本部機能を果たしたが、負担が膨大

被災地が広域な場合の対応が当初できていなかった



災害対策特別委員会を立ち上げ、今回の反省を踏まえ今後の対応策を検討中

震災時の対応での課題（物流面）

阪神淡路の場合と異なり、必要な医薬品は災害対応用の医薬品ではなく、日常診療で使用する医薬品であった製薬団体等への物資支援要請は県単位で行われたため、時間を要した。またその管理体制の構築等に課題が残った。

現地に全国から送られてくる医薬品が現地のニーズに合致したものとはいえなかった

ガソリン不足等で物流がうまくいかなかった



物流の司令体制をどのように構築するのか
現場のニーズをうまく集約するシステムが必要